

企 発 第 52 号  
平成 18 年 6 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

6月6日に貴会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

株式交付費について

株式交付費について、会社法では、その取扱いについて幅(\*)を持たせて規定されており、これと同様、「当面の取扱い」でも、国際的な会計基準との調和を図る観点から、資本控除の取扱いを認める等、幅を持たせて規定して頂きたい。

\* 会社計算規則第三十七条(募集株式を引き受ける者の募集を行う場合)

第一項

- 二 法第百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

社債発行費等について

新株予約権の発行に係る費用について、資金調達などの財務活動に係るものについては社債発行費と同様に会計処理することが出来ることとなっています。

そして繰延資産に計上した場合、新株予約権の発行のときから3年以内に償却することが求められています。これは株式交付費に準じた処理と考えられます。

但し、新株予約権を社債と一体化して発行(新株予約権付社債)した場合、新株予約権の発行費用は社債発行費と区別することが難しく、また全体として資金調達費と考えられることから、この場合は社債発行費と同様社債の償還期間で利息法により処理することも認めるべきと考えます。

創立費について

支出時費用処理若しくは繰延資産として資産計上という処理方法に異論はありません。但し会社法では資本金又は資本準備金から減額することが可能(会社計算規則 74 条第 1 項第 2 号)となっており、会社法が当該処理を容認した趣旨も検討すべきかと考えます。

適用時期等について

(3) の適用初年度の取り扱いについて、年数を基準とした償却から、月数等を基準とした償却方法への変更については、当該記載の有用性が乏しく、不要と考えます。

以 上